指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1丁目3番1号

2 指名停止措置期間 平成27年4月9日~平成27年5月8日(1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

鹿島建設㈱が請負った岡山県内の海底シールドトンネルの掘削工事において、平成24年2月7日 に作業員5名が死亡した事故について、労働安全衛生法違反により倉敷簡易裁判所に同社及び同社使用 人が略式起訴された。

5 指名停止理由

鹿島建設㈱等が労働安全衛生法違反により略式起訴されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名 停止等措置要領」(平成6年要領第1号)第2条第1項及び別表第2第11号アに該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号〉

	措	置	要	件		期	間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方						当該認定をした 1 箇月以上 9 筐	
として不適当でな				- 0			

問い合わせ先

茨城町総務企画部財政課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)